部長及び参事官
殿
所　　属　　長

刑企発第３４２号
（生企、交企、備一）
令和７年10月22日
10年保存（口訓）
本　　部　　長

緻密かつ適正な捜査及び公判対応に係る指導の推進について（通達乙）

緻密かつ適正な捜査を推進するためには、立証が困難な事件及び無罪判決事件等を早期に把握し、分析、検討及び指導を行う必要がある。また、公判対応が必要となる事件については公判対応体制を確立したうえで、組織的な検討、助言及び指導を行うことが必要不可欠であることから、緻密かつ適正な捜査及び公判対応に係る指導の推進に関し「緻密かつ適正な捜査及び公判対応に係る指導の推進について（通達乙）」（令和７年６月30日刑企発第219号。以下「旧通達」という。）に基づき運用をしていたが、内容を一部改正し、次のとおり運用をすることとしたので誤りのないようにされたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達については廃止する。

記

第１　緻密かつ適正な捜査の推進強化について

１　本部要指導事件の定義

緻密な捜査の推進を強化するため、署長指揮事件のうち（少年における審判を含む。以下同じ。）次に掲げる事件で立証上の問題が生じるおそれのある事件を本部要指導事件とする。

(1)　被疑者の自白又は被害者、重要な目撃者若しくは共犯者の供述の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件

(2)　証拠が乏しい否認事件又は黙秘事件

(3)　鑑定結果、実況見分や検証の結果等の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件

(4)　微妙な擬律判断を必要とするなど立証上の問題が生じるおそれのある事件

２　県本部への報告

所属長は、その捜査する事件が本部要指導事件に該当すると判断したときは、直ちに県本部事件主管課に報告すること。

３　県本部による指導

報告を受理した県本部事件主管課は、当該本部要指導事件について、その捜査を主管する県本部各部の指導官と協議し、捜査主任官等に対して証拠の

吟味、分析、検討及び指導を具体的に行うこと。

4　本部要指導事件簿の備付け

当該本部要指導事件の指導を行う県本部事件主管課及び捜査する所属に別記第１号様式（第１関係）の「本部要指導事件簿」を備え付け、捜査の経過及び指導の状況を明らかにすること。

5　無罪判決及び不起訴事件等の速報

(1)　速報対象事件

ア　無罪判決（少年事件における「非行なし」を理由とする不処分決定及び審判不開始決定を含む。）、逆転有罪判決及び有罪判決であっても捜査の違法性が指摘された事件（以下「無罪判決等事件」という。）であり、取扱部門、判決確定の有無、審級を問わない。

イ　厳重処分意見、相当処分意見及び寛大処分意見で送致又は送付（任意、強制を問わない。）した事件のうち、「罪とならず」、「嫌疑なし」又は「嫌疑不十分」を理由として不起訴とされた事件（以下「不起訴等事件」という。）。ただし、相当処分意見及び寛大処分意見で送致又は送付し、捜査不備、捜査手続上の不適正がないのに、嫌疑不十分となった事件を除く。

(2)　速報先

県本部事件主管課及び刑事企画課

(3)　速報要領

速報対象事件を送致等した所属（以下「送致所属」という。）は、速報対象事件を把握した時点において、速報先へ電話による口頭報告を行った後、無罪判決等事件については別記第２号様式（第１関係）の「無罪判決等発生報告書」、不起訴等事件については別記第３号様式（第１関係）の「不起訴事件発生報告書」を作成し、高知県警察ＷＡＮシステムの個人メールで担当者宛に速やかに報告すること。

(4)　判決書の入手等

無罪判決等事件について、判決書を入手した場合には、その写しを併せて送付し、速報時に入手出来ない場合は、早期に入手してその写しを送付すること。また、判決が確定した場合及び上訴がされた場合は、その旨を電話により速報すること。

(5)　本部長への報告

速報を受けた県本部事件主管課は、無罪判決等事件及び不起訴等事件で不起訴の理由が捜査不備、捜査手続上の不適正を理由とする事件について、刑事企画課と協議の上、本職まで報告をすること。

6　困難な立証に成功した事件及び無罪判決等事件等の分析、検討及び指導

(1)　分析及び検討を要する事件

ア　困難な立証に成功した事件

本部要指導事件において有罪判決を得た事件

イ　無罪判決等事件

ウ　不起訴等事件について、不起訴の理由が捜査不備、捜査手続上の不適正を理由とする事件

(2)　困難な立証に成功した事件の分析、検討

６(1)アの対象事件を送致した所属は、当該事件の捜査記録、公判記録等を収集して検討会を開催するなどし、成功した要因、教訓等を多角的に分析、検討すること。

(3)　無罪判決等事件等の分析、検討

６(1)イ、ウを送致した所属は、(2)と同様にその要因、教訓事項等を分析、検討すること。

(4)　検討結果の報告

分析、検討した所属は、その結果について、別記第４号様式（第１関係）の「困難な立証に成功した事件検討結果報告書」、別記第５号様式（第１関係）の「無罪事件検討結果報告書」、別記第６号様式（第１関係）の「不起訴事件検討結果報告書」により、県本部事件主管課を通じて本職に報告すること。また、本職への報告に当たっては、生活安全企画課、刑事企画課、交通指導課及び警備第一課（以下「事件指導担当課」という。）の合議を経ること。

(5)　指導教養の実施

事件指導担当課は、分析、検討の結果を活用し、研修会の開催及び巡回教養をするなどして、捜査幹部及び捜査員に対する指導教養を実施すること。

第２　公判対応に係る指導の推進

１　対象事件の報告

所属長は、送致官署として送致した事件において、本部要指導事件のうち起訴された事件、公判において新たに問題が生じた事件、公判前整理手続及び期日間整理手続に付された事件、その他特に公判維持上検討を要すると認められる事件（以下「対象事件」という。）を把握したときは、別記第７号様式（第２関係）の「公判対応対象事件報告書」により、対象事件の捜査経過、公判経過等については別記第８様式（第２関係）の「対象事件経過報告書」により、それぞれ刑事企画課を経由して本職に報告すること。また、刑

事企画課は、報告を受けた対象事件の内容を県本部事件主管課に通報すること。

2　公判対応体制の確立

(1)　刑事企画課

対象事件を把握した刑事企画課長は、公判対応責任者として刑事企画課次長、刑事企画指導官及び公判対策担当課長補佐を、公判対策係として刑事企画課公判対策係長を指定すること。

(2)　事件主管課及び送致官署の長

刑事企画課から対象事件の報告を受けた県本部事件主管課長及び送致官署の所属長は、公判対応担当者として、県本部事件主管課長補佐及び特捜班長並びに送致官署の事件を担当する課長等の捜査主任官をそれぞれ指定すること。

3　任務

(1)　公判対応責任者及び公判対策係

公判対応責任者は、次に揚げる事項を行うものとし、公判対策係は公判対応責任者を補佐することとする。

ア　対象事件の把握及び分析・検討

イ　検察庁との組織対応、公判前整理手続等に付された事件の連絡及び対応

ウ　公判状況及び公判争点の把握と検討

エ　県本部事件主管課及び送致官署との緊密な連携

オ　補充捜査実施のための助言、支援等

カ　出廷証人に対する指導及び連絡

キ　適正捜査及び公判対応に関する指導教養

ク　公判前整理手続等に付された事件の証拠開示への助言及び指導

ケ　その他公判対応上必要な事項

(2)　公判対応担当者

ア　公判対応担当者は、公判対応責任者と連携を密にし、３(1)に掲げる事項の処理及び公判傍聴に当たるものとする。

イ　対象事件を担当する公判対応担当者は、対象事件の分析・検討結果並びに公判前整理手続、期日間整理手続及び連日的開廷に付されたこと等に基づき、補充捜査、証拠開示その他必要な公判対応措置を講じるものとする。

4　対象事件の検討

対象事件の送致官署の所属長は、対象事件について、検討会等を実施した

ときは、別記第９号様式（第２関係）の「対象事件検討簿」を作成し、その経過を明らかにしておくとともに、刑事企画課を経由して本職に報告すること。

５　指導教養

公判対応責任者は、対象事件の分析及び検討を行い、公判を見据えた捜査の在り方について、研修会の開催及び巡回教養をするなどし、捜査幹部及び捜査員に指導教養すること。

（別記様式省略）